

一般社団法人投資信託協会の名称変更等に伴う受託契約準則等の一部改正について

目 次

(ページ)

1. 受託契約準則の一部改正新旧対照表	1
2. 企業行動規範に関する規則の一部改正新旧対照表	3
3. 不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	4
4. 発行日決済取引の売買証拠金に関する規則の一部改正新旧対照表	6

受託契約準則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(信用取引に係る委託保証金の有価証券による代用)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 前項の有価証券の種類は次の各号に掲げるものとし、その差入れの際における代用価格はその前日における時価(次項各号に掲げる有価証券については、当該各号に定める時価をいう。以下この項及び第34条第2項において同じ。)に当該各号に定める率を乗じて得た額を超えない額とする。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(13) 投資信託受益証券及び投資証券(国内の金融商品取引所に上場されているもの及び<u>一般社団法人資産運用業協会</u>が前日の時価を発表するものに限る。)</p> <p>公社債投資信託の受益証券</p> <p>100分の85</p> <p>その他のもの</p> <p>100分の80</p> <p>(14) (略)</p> <p>3 有価証券の時価は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第13号に規定する投資信託受益証券及び投資証券のうち<u>一般社団法人資産運用業協会</u>が前日の時価を発表するもの</p> <p><u>一般社団法人資産運用業協会</u>が発表する時価</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p>(信用取引に係る委託保証金の有価証券による代用)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 前項の有価証券の種類は次の各号に掲げるものとし、その差入れの際における代用価格はその前日における時価(次項各号に掲げる有価証券については、当該各号に定める時価をいう。以下この項及び第34条第2項において同じ。)に当該各号に定める率を乗じて得た額を超えない額とする。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(13) 投資信託受益証券及び投資証券(国内の金融商品取引所に上場されているもの及び<u>一般社団法人投資信託協会</u>が前日の時価を発表するものに限る。)</p> <p>公社債投資信託の受益証券</p> <p>100分の85</p> <p>その他のもの</p> <p>100分の80</p> <p>(14) (略)</p> <p>3 有価証券の時価は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第13号に規定する投資信託受益証券及び投資証券のうち<u>一般社団法人投資信託協会</u>が前日の時価を発表するもの</p> <p><u>一般社団法人投資信託協会</u>が発表する時価</p> <p>(3)～(5) (略)</p>

付 則

この改正規定は、2026年4月1日から施行する。

企業行動規範に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(内部者取引等の未然防止に向けた体制整備)</p> <p>第19条 上場会社は、その役員、代理人、使用人その他の従業者による内部者取引等（内部者取引及び法第167条の2の規定により禁止される行為をいう。）の未然防止に向けて必要な体制の整備を行うよう努めるものとする。</p> <p>削る</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、2026年5月25日から施行する。</p>	<p>(内部者取引等の未然防止に向けた体制整備)</p> <p>第19条 上場会社は、その役員、代理人、使用人その他の従業者による内部者取引等（内部者取引及び法第167条の2の規定により禁止される行為をいう。）の未然防止に向けて必要な体制の整備を行うよう努めるものとする。</p> <p><u>2 上場会社（上場外国会社を除く。）は、前項に規定する体制の整備の一環として、J-I R I S S（日本証券業協会が運営する内部者登録・照合システムをいう。）への情報の登録を行うよう努めるものとする。</u></p>

不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場審査基準)</p> <p>第4条 不動産投資信託証券の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。</p> <p>(1) 次のaからcまでに掲げる上場申請銘柄の区分に従い、当該aからcまでに定める者が<u>一般社団法人資産運用業協会</u>の会員であること。</p> <p>a～c (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(上場審査基準)</p> <p>第4条 不動産投資信託証券の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。</p> <p>(1) 次のaからcまでに掲げる上場申請銘柄の区分に従い、当該aからcまでに定める者が<u>一般社団法人投資信託協会</u>の会員であること。</p> <p>a～c (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(不動産投資信託証券の上場廃止基準)</p> <p>第12条 上場不動産投資信託証券の発行者等に係る上場廃止の基準については、次の各号に掲げる上場不動産投資信託証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 委託者指図型投資信託の受益証券</p> <p>a 上場受益証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託会社が次のいずれかに該当する場合は、当該上場受益証券の上場を廃止する。ただし、当該上場受益証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託会社が行っていた業務が他の投資信託委託会社に引き継がれ、かつ、当該他の投資信託委託会社が不動産投資信託証券上場契約書を提出するほか、当該上場受益証券が第4条第1項第3号に適合する場合は、この限りでない。</p> <p>(a)・(b) (略)</p> <p>(c) <u>一般社団法人資産運用業協会</u>の会員でなくなった場合</p> <p>(d) (略)</p> <p>b (略)</p> <p>(2) 委託者非指図型投資信託の受益証券</p> <p>上場受益証券に係る投資信託の受託者である信託会社等が次のいずれかに該当する場合は、当該上場受益証券の上場を廃止する。ただし、当該上場受益証券に係る投資信託の受託者である信託会社等が行っていた業務が他の信託会社等に引き継がれ、かつ、当該他の信託会社等が不動産投資信託証券上場契約書を提出するほか、当該上場受益証券が第4条第1項第3号に適合する場合は、この限りでない。</p>	<p>(不動産投資信託証券の上場廃止基準)</p> <p>第12条 上場不動産投資信託証券の発行者等に係る上場廃止の基準については、次の各号に掲げる上場不動産投資信託証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 委託者指図型投資信託の受益証券</p> <p>a 上場受益証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託会社が次のいずれかに該当する場合は、当該上場受益証券の上場を廃止する。ただし、当該上場受益証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託会社が行っていた業務が他の投資信託委託会社に引き継がれ、かつ、当該他の投資信託委託会社が不動産投資信託証券上場契約書を提出するほか、当該上場受益証券が第4条第1項第3号に適合する場合は、この限りでない。</p> <p>(a)・(b) (略)</p> <p>(c) <u>一般社団法人投資信託協会</u>の会員でなくなった場合</p> <p>(d) (略)</p> <p>b (略)</p> <p>(2) 委託者非指図型投資信託の受益証券</p> <p>上場受益証券に係る投資信託の受託者である信託会社等が次のいずれかに該当する場合は、当該上場受益証券の上場を廃止する。ただし、当該上場受益証券に係る投資信託の受託者である信託会社等が行っていた業務が他の信託会社等に引き継がれ、かつ、当該他の信託会社等が不動産投資信託証券上場契約書を提出するほか、当該上場受益証券が第4条第1項第3号に適合する場合は、この限りでない。</p>

- a (略)
  - b 一般社団法人資産運用業協会の会員でなくなった場合
  - c (略)
- (3) 投資証券
- a (略)
  - b 上場投資証券の発行者である投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた資産運用会社が次の(a)から(g)までのいずれかに該当する場合は、当該上場投資証券の上場を廃止する。ただし、本所が定める場合はこの限りでない。
    - (a)・(b) (略)
    - (c) 一般社団法人資産運用業協会の会員でなくなった場合

- a (略)
  - b 一般社団法人投資信託協会の会員でなくなった場合
  - c (略)
- (3) 投資証券
- a (略)
  - b 上場投資証券の発行者である投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた資産運用会社が次の(a)から(g)までのいずれかに該当する場合は、当該上場投資証券の上場を廃止する。ただし、本所が定める場合はこの限りでない。
    - (a)・(b) (略)
    - (c) 一般社団法人投資信託協会の会員でなくなった場合

付 則

この改正規定は、2026年4月1日から施行する。

発行日決済取引の売買証拠金に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(代用有価証券の種類及び代用価格)</p> <p>第4条 売買証拠金の代用として差し入れることができる有価証券の種類は、次の各号に掲げるものとし、その差入れの際における代用価格は、当該差入日の前々日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）における時価（次項に定める時価をいう。以下この項及び次条において同じ。）に当該各号に掲げる率を乗じて得た額を超えない額とする。</p> <p>(1) ～ (10) (略)</p> <p>(11) 投資信託の受益証券及び投資証券（国内の金融商品取引所に上場されているもの及び<u>一般社団法人資産運用業協会</u>が前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）の時価を発表するものに限る。）</p> <p>    公社債投資信託の受益証券         100分の85     その他のもの         100分の70</p> <p>2 時価は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第11号に規定する投資信託の受益証券及び投資証券のうち<u>一般社団法人資産運用業協会</u>が前日の時価を発表するもの</p> <p>    <u>一般社団法人資産運用業協会</u>が発表する時価</p>	<p>(代用有価証券の種類及び代用価格)</p> <p>第4条 売買証拠金の代用として差し入れることができる有価証券の種類は、次の各号に掲げるものとし、その差入れの際における代用価格は、当該差入日の前々日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）における時価（次項に定める時価をいう。以下この項及び次条において同じ。）に当該各号に掲げる率を乗じて得た額を超えない額とする。</p> <p>(1) ～ (10) (略)</p> <p>(11) 投資信託の受益証券及び投資証券（国内の金融商品取引所に上場されているもの及び<u>一般社団法人投資信託協会</u>が前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）の時価を発表するものに限る。）</p> <p>    公社債投資信託の受益証券         100分の85     その他のもの         100分の70</p> <p>2 時価は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第11号に規定する投資信託の受益証券及び投資証券のうち<u>一般社団法人投資信託協会</u>が前日の時価を発表するもの</p> <p>    <u>一般社団法人投資信託協会</u>が発表する時価</p>

(3) (略)

3 (略)

付 則

この改正規定は、2026年4月1日から  
施行する。

(3) (略)

3 (略)